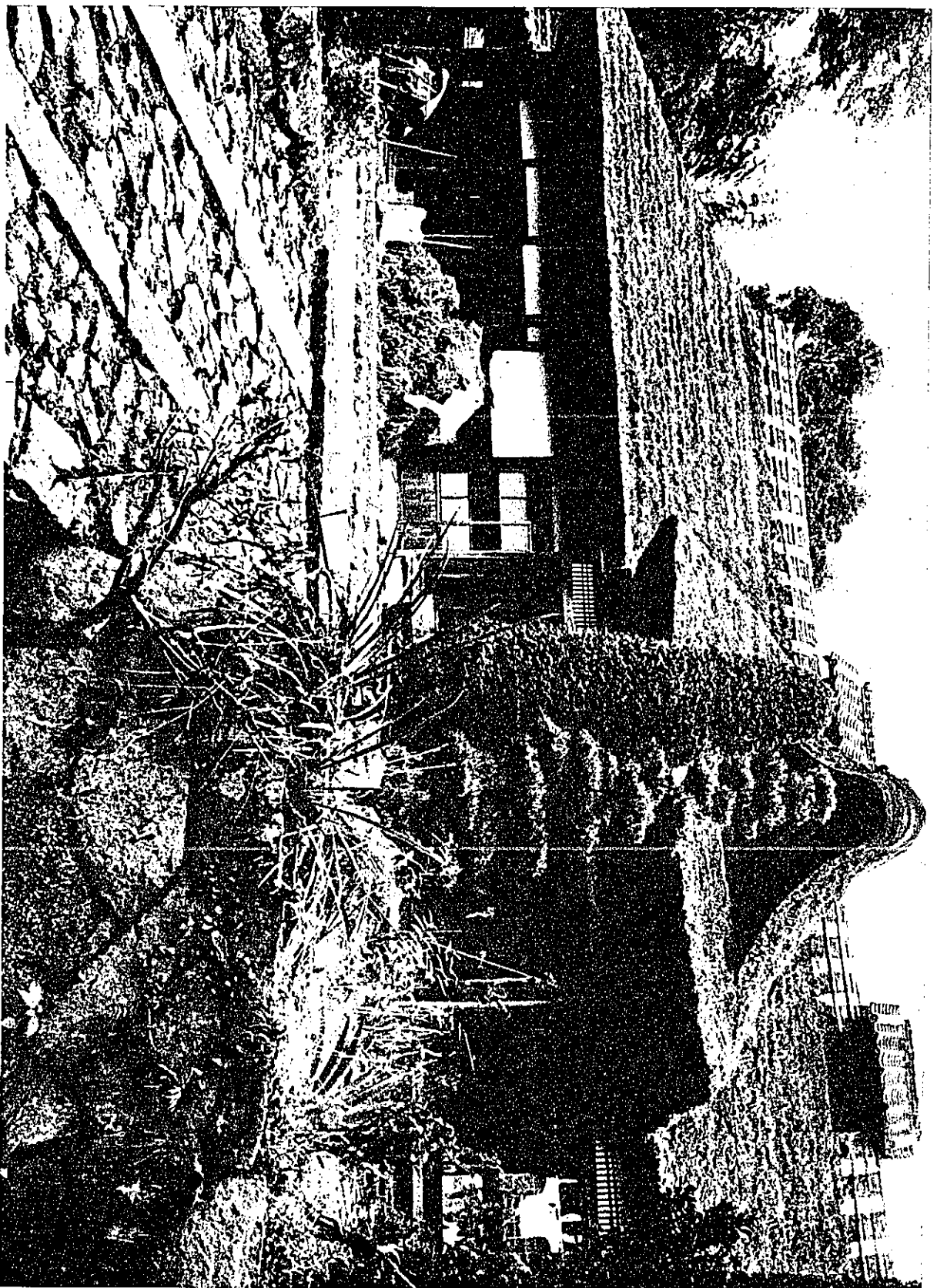
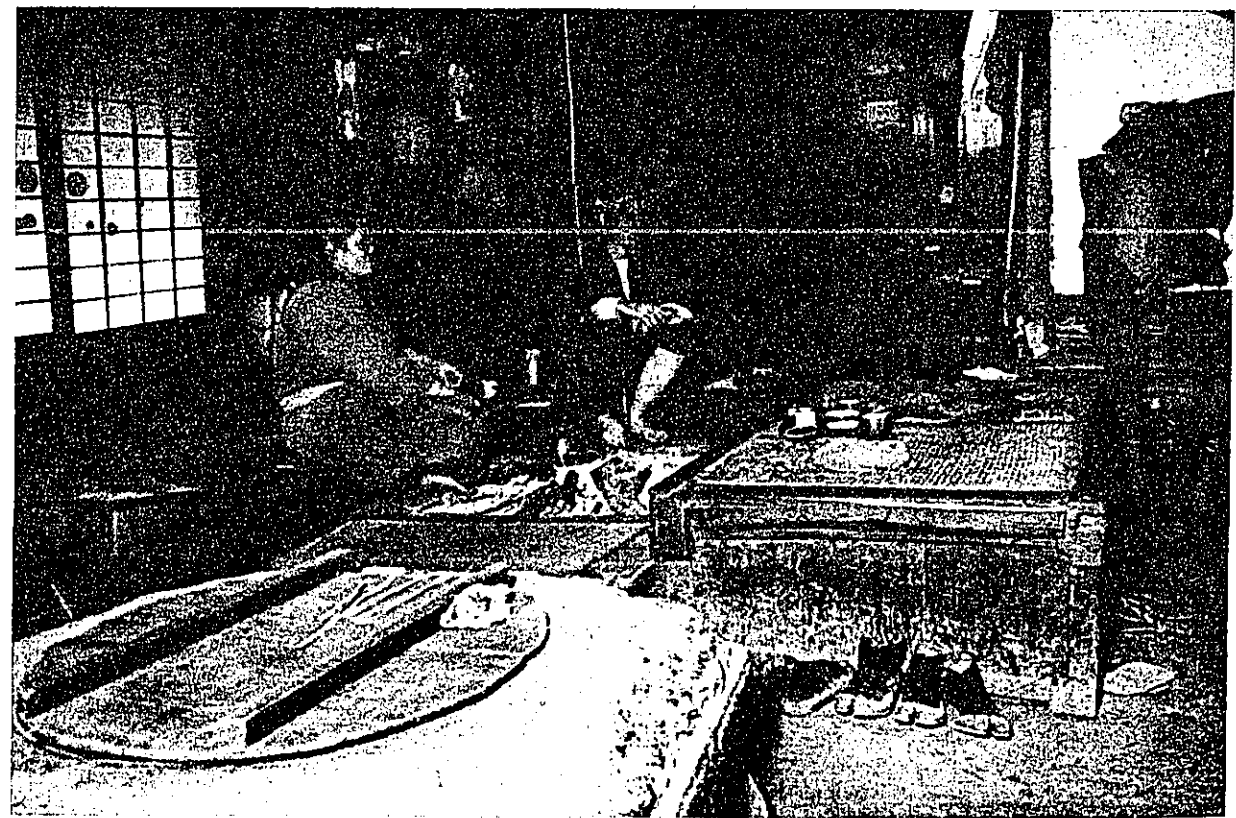


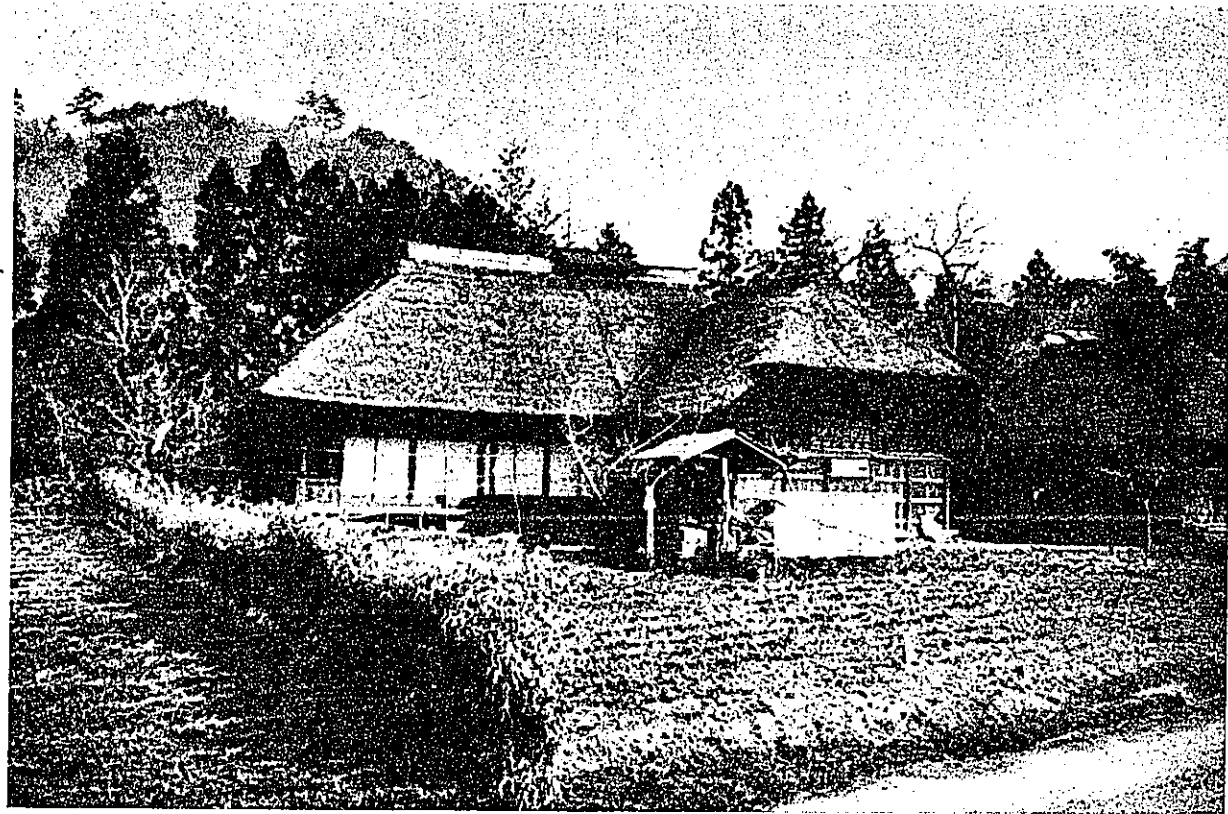
榕樹村 長尾邦雄氏 9



10 摩利村 長尼邦堆氏



袋田村
菊地誠氏
11



袋田村
藤田
調氏



袋田村
某
氏

縣下の概観

本縣は南方利根川の流域は一帶に關東平野の沃地に屬し、地勢も西方は埼玉縣、南方は千葉縣のそれと同一で、從つて農家建築も夫々隣接地の建築と大差はない。南方千葉縣に接近して、利根川流域並に霞ヶ浦に望んだ低濕地方では、千葉縣に多く見られた整型五間取の變型と見られる特殊の間取(10×10+1)が多く、又是れと共に上ミ手前に玄關が附いて、千葉縣同様整型廣間型に屬すべきものが多く存在して居る。又最も古い型式の家には本縣北部地方に見られる様な喰違四間取及び廣間型のものも相當現存して居る。然し一番多い型式は整型の四間取(10×10)及び是れに次いで同六間取(10×20)であつて、是れは埼玉縣、栃木縣の南方一帶の關東平野に廣く分布して居る。比較的新しい型のものであるが、是は埼玉縣下の概観で説明しておいた通りである。概して中央部の平坦な開けたところは、整型が多いが然し古い部落には整型廣間なり廣間型に屬した間取が保存されておる。又養蠶等を初めると舊式の間取は通風が悪いので自然整型間取に改良されるのである。間取附圖第三圖に示すものは上ミ手整型四間取の下に全室の廣い勝手が附いて居るものであるが、此の間取は本縣北部に見られ、福島縣宮城縣等に多く分布して居るものと同じ型式に屬して居る。是れも東北地方に於ける獨特の整型間取である。

以上は南方方面の概要であるが北部方面は南方方面と異なり山岳地が多く、殊に久慈郡、那珂郡、多賀郡、西茨城郡等の北部の縣境に接した山村では、喰違型の四間取(10+10)及び、是れから擴大された廣間型の間取が一般に多く、是れは栃木縣の北部及び福島縣に見られる間取と同じものである。圖版第十二久慈郡袋田村藤田訓氏の間取は喰違型四間取で、上ミ手が鍵座敷になつており、下モ手中央に非常に廣い勝手があつてその裏が部屋になつて、その下モ手に台所の下イロリの板間がある。土間の台所が母家の前方に曲つて突出し、その前方に昔の厩があることなども福島

縣、新潟縣以北の曲り家の型式と同じ取扱ひ方である。同じく圖版第十一の菊地誠氏の間取は上ミ手前が座敷、その裏が部屋になつており、下モ手に廣い全室の勝手がある。更にその下に土間のグイドコがあるが、此の三室の原型間取も福島縣下にもかなり多く見られるものである。間取附圖第七圖も同様のものであるが、是れらに就ては福島縣の説明に於て一緒に取扱ひ度いと思つて居る。

筑波山麓の山村には圖版第八に示す様な曲り家が可なり多く分布して居る。此の附近では曲り家でないものを平家といひ、曲り家にも本曲りと建増の二種類がある。本曲りといふのは圖版第八樺穂村鹽谷藤一郎氏宅の如く、始めから本屋の棟が曲つて居るもの、他は建増して曲りになつて居るものである。此の曲り家は埼玉縣の例に示した角家の型式と同じ系統に屬するものであるが然し埼玉縣では座敷が裏の方に曲つて延びて居るものが多いが、此の家は前方に座敷が突出して附いて居る。此の家は裏に下屋が増築してあるが、本家の部分の間取は一列に並べて曲げた形で、私の所謂併列曲折型になつて居る。此の型式は北部の久慈郡の圖版第十二の例などの東北地方の曲り家の系統に屬するものと比較して見ると異つて居ることがわかる。即ち東北系の曲り家は一般的にいつて下モ手の台所の方の土間が前方に突出して曲折型をなし、又地方によつては更に座敷が突出して「」字型をして居るものもあるが、此の地方の様に上ミ手の座敷の方のみ突出したものではない。此の様に關東平野に分布して居る曲り家は東北地方のものとは異つた特色を持つて居る。是れ等の特色を總括して一般に此の地方の曲り家を關東系曲り家と稱しておき度い。此の系統は栃木縣下都賀郡方面の整理間取にも及んで居るが、是れは同縣の項で説明したいと思ふ。

椽側は座敷の二方に即ち前と横に廻り椽が附いたものが約半に達し、それに次いで、前側又は横側のみのものである。上便所のあるものは約半數で、奥間の後隅に設けるが、他は下便所のみ。下便所は母家の下モ手に設ける奥ノ間には床ノ間と棚があるものが約半數、是れに次いで床ノ間と押入、或は佛壇戸棚等を設ける。神棚は中央の座敷(南

方では座敷といふが又居間といふものもある。北方では勝手といふ)と裏の納戸(寢床、部屋ともいふ)との境に戸棚を作り、その鴨居の上に棚を設け神を祭る。その下の戸棚には佛壇が祭つてある。

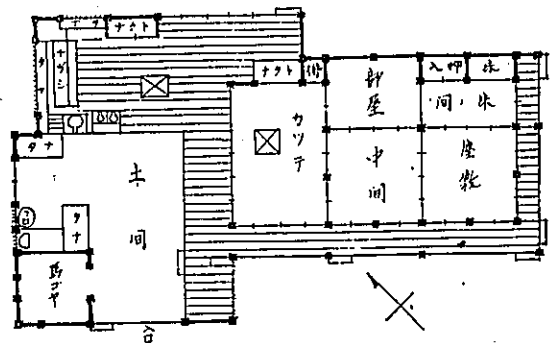
土間は台所(グイドコ)と稱し、大部分は母家の東側にあり、残りの三割位は西側にある。土間の間口は三間内外で、前後の仕切なく、その下手外壁に接して風呂、厩、寢間、其他下女男部屋、物置味噌部屋等が附屬して居るものが多い。又臼を据えたものもある。

台所の後方には上り端の板ノ間があるが、是れは南方では勝手板ノ間が半ば台所に突き出て居て、上り端の部分が建具がなく上り框になつて居るが、北方系間取に屬する北部地方では、下イロリの部分の板間がグイドコの奥の方に取つてあつて土間が裏に通りになつて居らぬ。(圖版第十二久慈郡袋田村藤田訓氏間取参照)

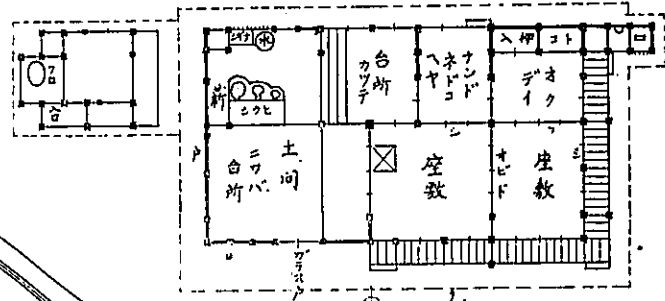
炊事用流し、水甕、竈等は土間の奥の方に設けたものが多いが、古いものは流しは勝手板間の上り端に接して設けるものが多い、是等を台所の外壁に接して仕切つた室にしたものもあるが、是れは新たに改造されたものである。北方系の勝手に土間の奥を全部板間にして、そこに流しとイロリを取り、又その上り端に竈を据えたものも少數見られる。

母家は殆んど平家建てで、二階建は極く稀れで屋根は四注の入母屋造り、棟には南方では千葉縣同様棟瓦を並べるが北方では竹の簀で包むものが多い。尙ほ此の竹の棟を裝飾的に取扱ふものも見られる。屋根は大部分茅及び藁で葺いたものである。是れに次いで瓦葺が都會其他交通便利の地にあり、其他少數の板、杉皮、トタン等が見られる。

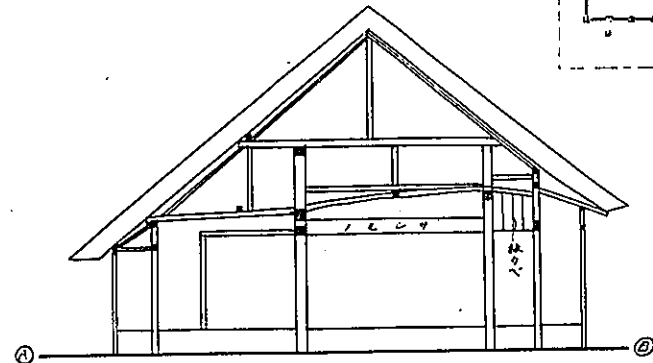
家は大部分南向きで、次いで南東が多く、少數の東、西南向き等がある。宅地内には母家の上ミ手には書院、隠居部屋等を奥ノ間(又は座敷といふ)の後隅の方に廊下で接續して建てるものがあり、其他土藏、文庫倉等を西北隅の方に建てる。土藏の構造は普通三尺間に柱を建て是れに小舞壁を塗つたも



2×2+1(全)型 整 (三)
(村 澤 杵 那 珂 那)



2×2+1 變型 整 (五)
(町 崎 戸 江 那 敷 稻)



圖面 斷 横 圖 全 (五)

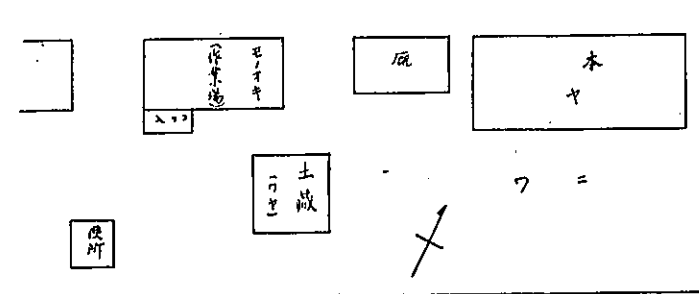
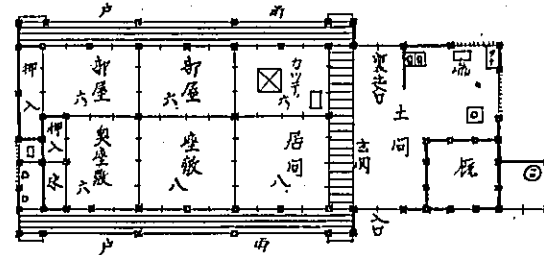
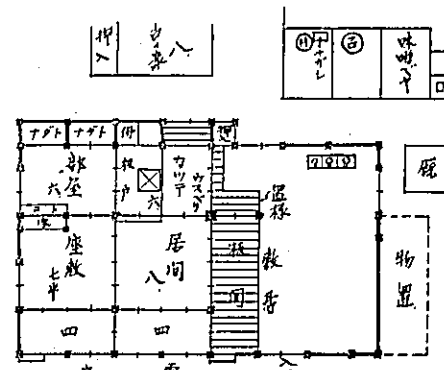


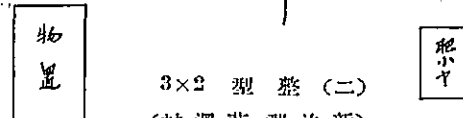
圖 區 配 地 宅 圖 前 (五)



2×3 型 整 (一)
(村 讚 伊 那 壁 眞)

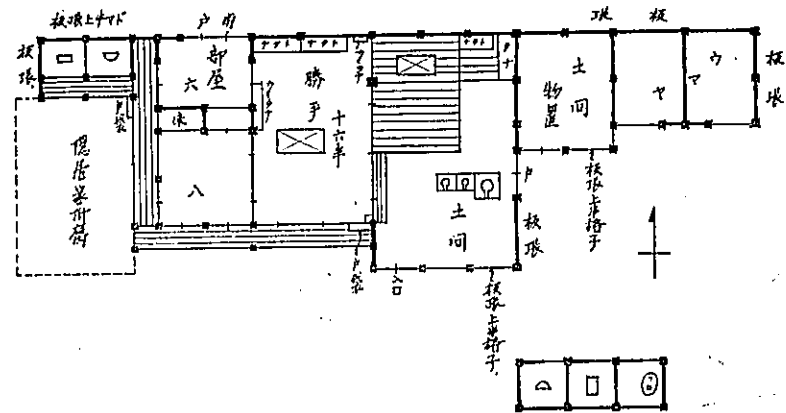


3×2 型 整 (二)
(村 澤 藤 那 治 新)

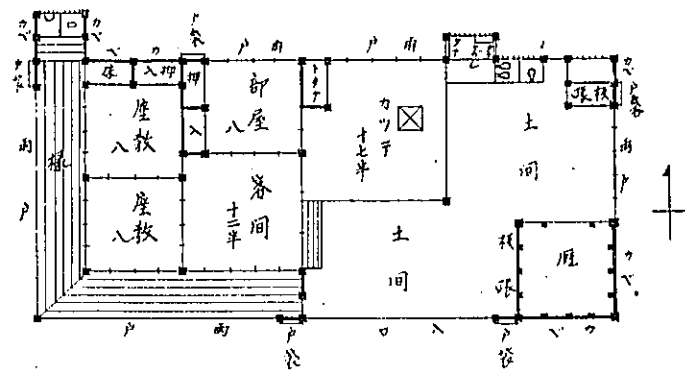


のであるが、眞壁郡地方では是れを眞壁土藏と呼んで居る。此の邊から以北の山地部落で葉煙草を栽培して居るころでは、土藏造りの乾燥室を持つて居る家が見られる。是れは組合などで共同で經營して居る家もある様だ。葉煙草の昔風のやり方は母家の家根裏に丸太竹を以つて懸け場を作り、是れに懸けたものである。此の懸け場を作るために棟下に細い束を立て、是れに横に丸太竹を前後に掛け渡したものである。(圖版第十久慈郡袋田村菊地誠氏宅参照)

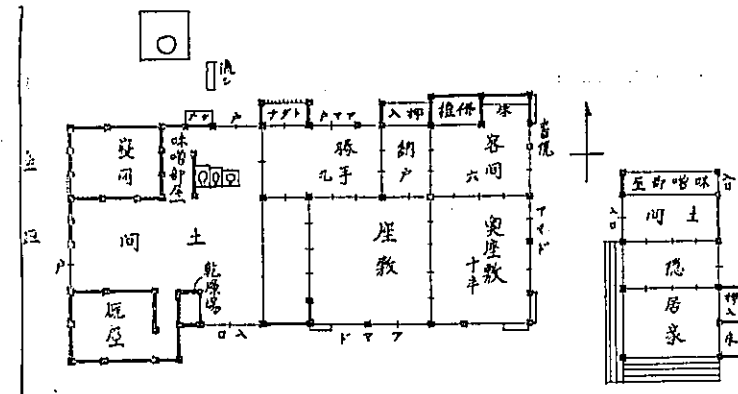
其他母家の下モ手の方には便所(雪隠ともいふ)、風呂、味噌部屋、薪小屋、厩、物置、收農舎等を散在的に建て居る。眞壁郡附近で收農小屋のことをマテ小屋と呼んで居るものがある。



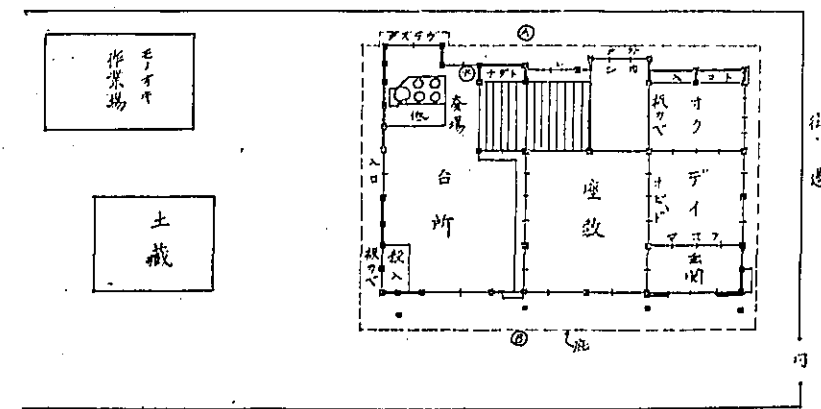
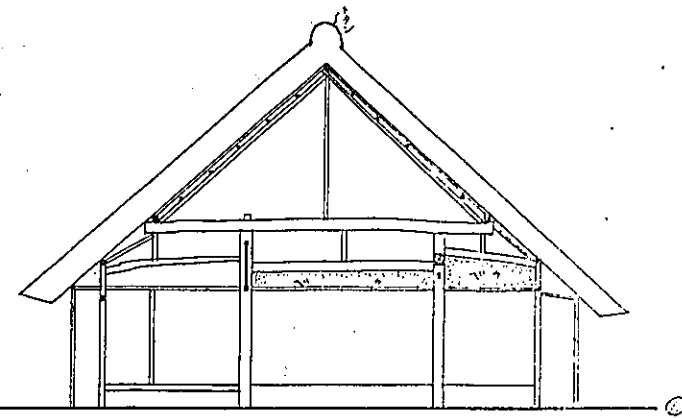
室三型原(七)
(村郷中南郡賀多)



型違喚(八)
(村澤檜郡珂那)



2×2+1(變)室五型整(四)
(村原君那敷稻)

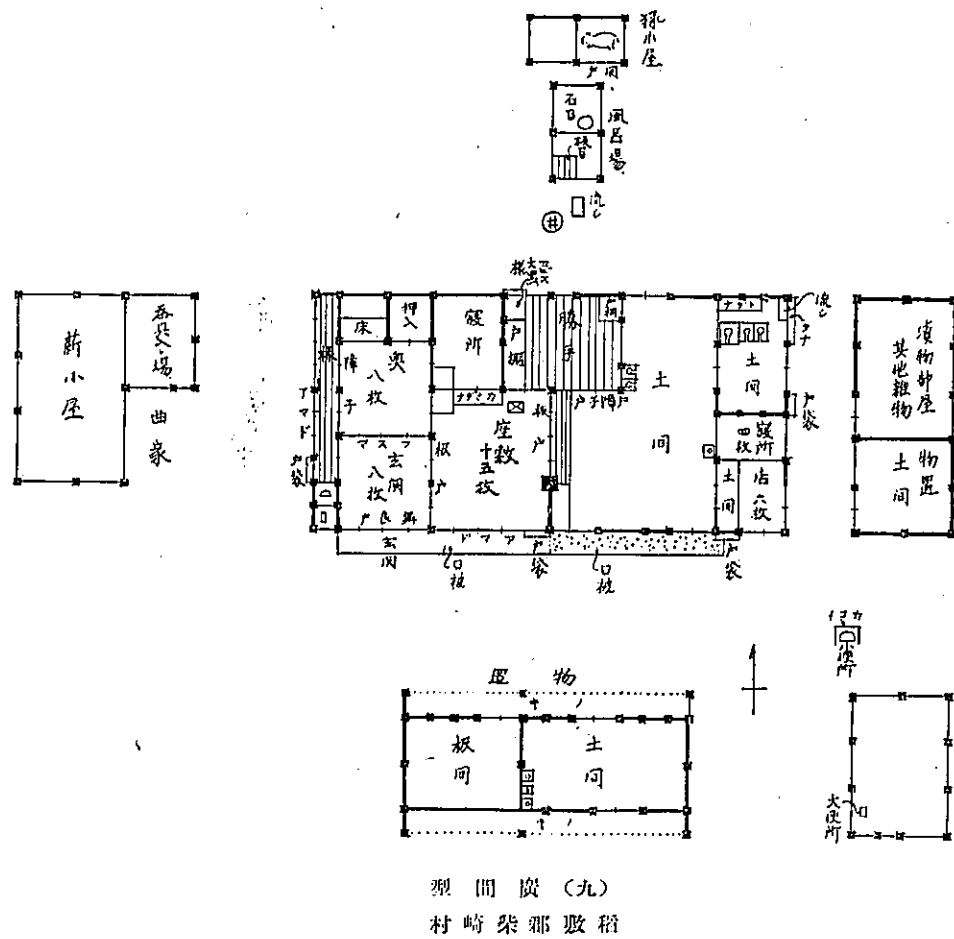
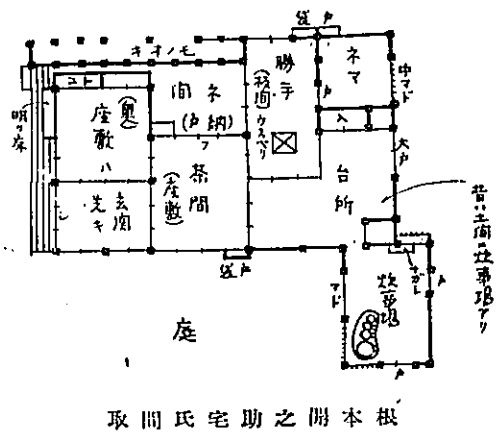


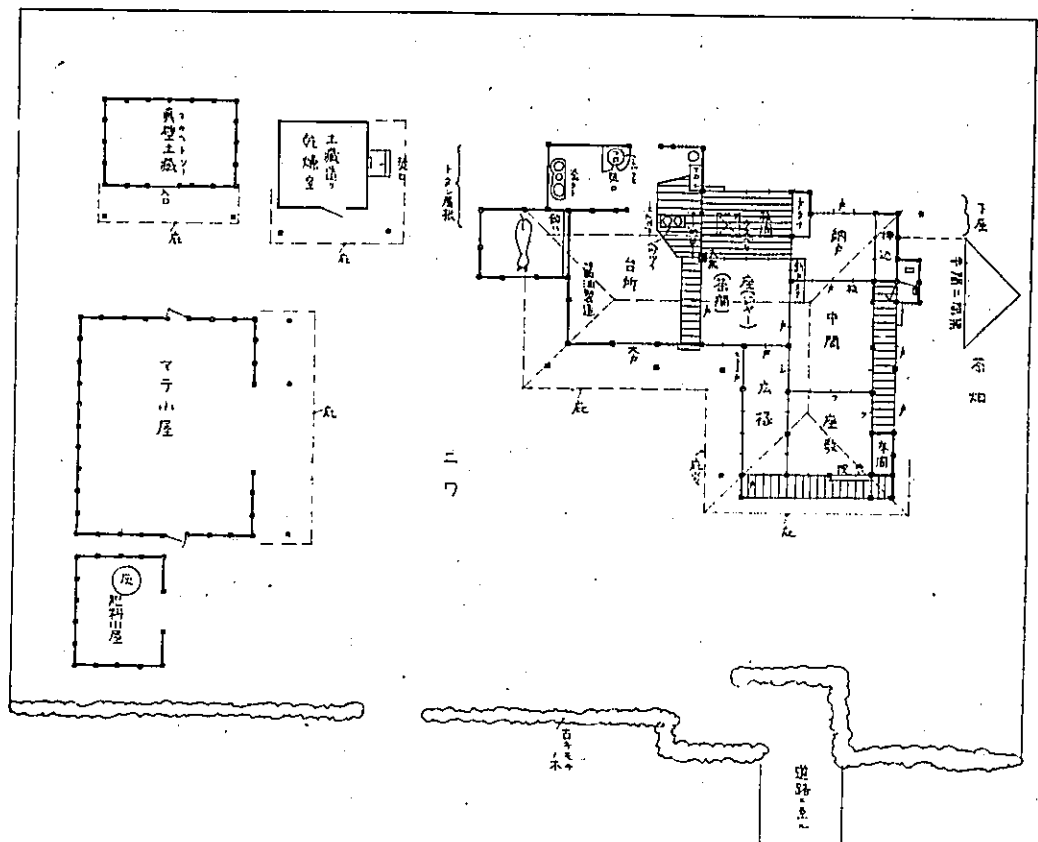
型間廣型整(六)
(村崎戸江郡敷稻)

圖版解説

圖版第七 鹿島郡鹿島町は鹿島神社の所在地として、古くから開けた土地であるが、家も相當に古いものが存在してゐる様である。圖版第七は根本開之助氏宅で當家初代が慶長十八年に建築したものであるが、其後修繕は施されておるといふことである。此の間取を見るに喰違四間取の下モ手に更に勝手と寢間とを附けた形になつており、四間取の形式は相當古い喰違ひになつておる。これは本縣下では久慈郡等の北部に分布して居るものであるが、南部では古い部落に保存されておる、椽が座敷の方のみあつて前面にないのも古い形である。台所の奥の寢間は後に模様替えしたもので、昔はこの附近に炊事場があつたものを、母家の前方に炊事場を増築して移したと曰つて居る。此の地方では一般に奥と勝手との間には暗い納戸があるが、是れは最も秘密の室で大切な品物を置く事もあるが多くは若夫婦の寢間である。然し此の家の様に土間の奥に今一つ寢間が附屬して居ると、此處が若夫婦の寢間となり、上ミ手の納戸は兩親の寢間となる。屋根は寄棟造りで、棟には此附近一帯に四半圓形の棟瓦を前後から合せて半圓形に押へてある。

圖版第八 常陸の筑波山麓の部落には此の圖版に示す様な曲り家の型式の家が可なり多く存在してゐる。圖版第八は眞壁郡權穂村塩谷藤一郎氏宅であるが、此の家は一列に並んだ間取がL字型に曲折して台所、納戸、中間、座敷があり、裏の方にトタン屋根の下屋を建増して板間と炊事場がつてあるが、本屋は座敷が





藤谷一郎氏宅取並ニ地配圖

前方に突出した形をなしてゐる。又座敷の前に廣縁があるのも普通の農家としては珍らしい例であると思ふ。

埼玉縣にあつた角家の型式と比較して見ると、大体同じ系統に属するものであるといふことがわかる。何れも併列の曲折型が主体になつておつて、大きくなると四間取に曲りをつけるのである。此の例として、栃木縣下都賀郡赤麻村五十畑末吉氏宅（圖版第二十四）並に埼玉縣の圖版の説明を参照すればその關係がよくわかると思ふ。唯名稱が埼玉縣ではこれを角家といひ、塩谷氏の宅では曲家といつてゐる。又栃木縣赤麻村五十畑氏宅では、曲りが附いてゐるが別に家全体を曲家とは明に呼んではおらぬ。此の様な曲折型間取は關東特有の型式と見られるものである。

母家の軒廻りは前面に庇出を約六尺とり、外壁より三尺のところに柱を立て、軒下を土間としてゐる。是れは圖版に見らるゝ通り、

軒下に色々物を置く爲めに便である。庇下に切石を並べ家廻りを六寸高くして雨水を防いでゐる。

屋敷内には中央に廣いニツを取り、收穫物を擧げたり又は作業の爲に使用する。その東に母家を西並に西北方に肥料小屋、マテ小屋、眞壁土蔵、葉煙草乾燥室等が配置されてゐる。

圖版に現れてゐるものは右に母家の前面が曲りになつてゐることを示し、その左奥に瓦葺二階建土蔵造りの葉煙草の乾燥室があり、その左に瓦屋根の眞壁土蔵が見えてゐる。此の土蔵は眞々三尺間に柱を立て、小舞壁を大壁に塗り込んだ眞壁造りである。外部腰廻り高さ五尺を海鼠漆喰に仕上げ、前面に五尺瓦庇を出し、土蔵の前面中央に入口が設けてある。マテ小屋は圖版の左端に一部見えてゐるが、是れは收穫小屋である。屋根は草葺、寄棟造り、前面に外壁から四尺五寸の所に柱を立て約八尺の庇を出してゐる。壁は眞壁、内部は縦の板羽目を張つてゐる。

宅地は間口約二十三間、奥行約十六間、道路から約二十間許り離れて引込んであり、前面には古い黏ノ木の籬がある。部落の家は道路に軒並に併んで居らぬが、相當離れて一つの菟村の状態になつてゐる。宅地の周りには高い籬が植えられて居るものが多く、村の辻には樹齡百年以上と思はれる古い樺などが目立つて見られる。

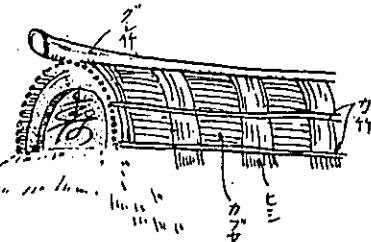
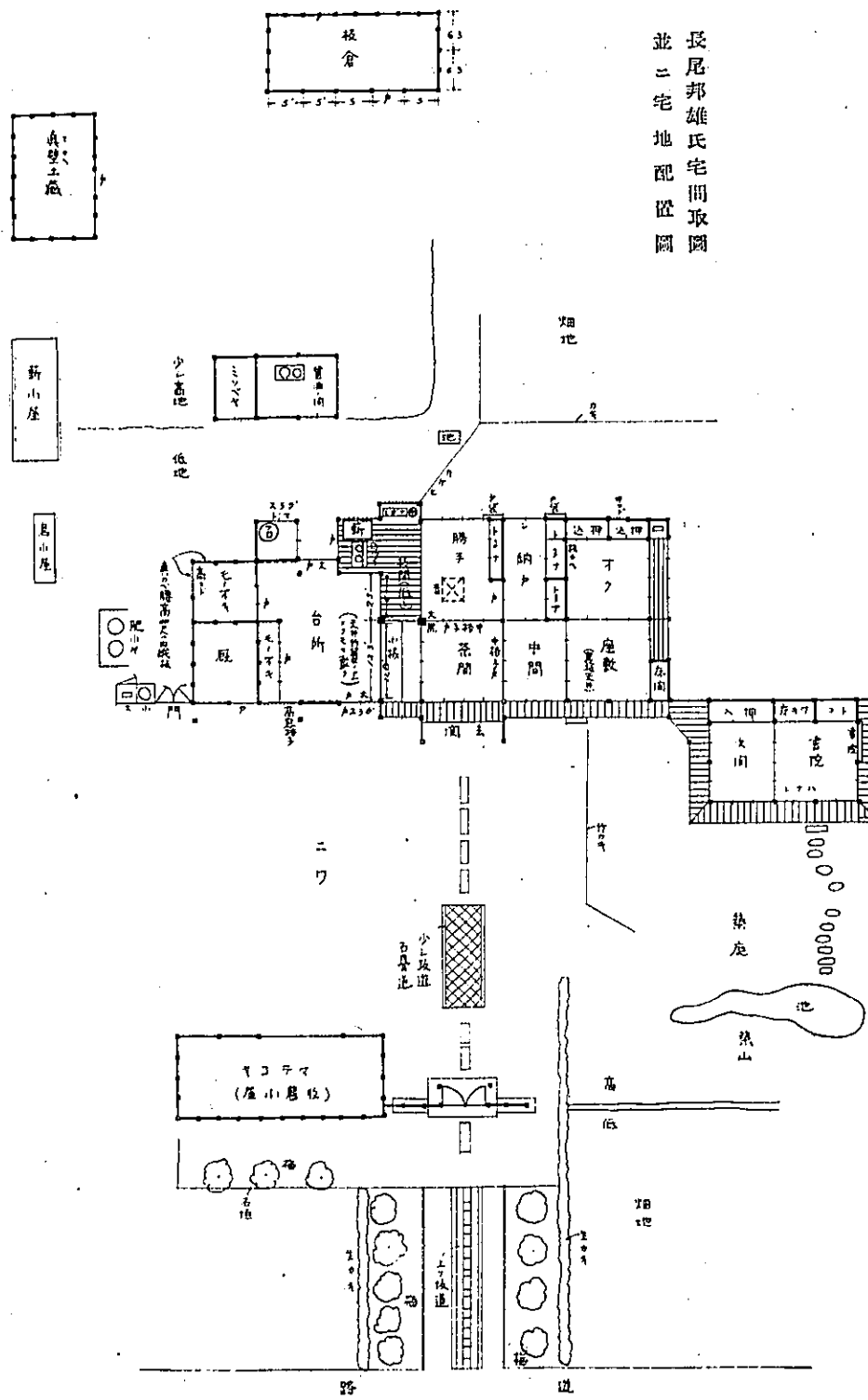
圖版第九、第十 前圖版と同じく樺穂村にある長尾邦雄氏宅であるが、少し山手の樺山神社の下の方にある家で昔の名主の家柄、家は三百年以上の古いものである。

圖版第九は道路より正門を望んだものであるが、村の道から正門迄入口の道は上り坂になつて中央に石疊を敷き、左右に梅と櫻を數本植えてあるが石疊の趣と植木の配置は美しい。正面四脚門を入るとすぐ左側にマテ小屋があり、ニツを隔て一段高いところに母家があるが、その間に坂道に石疊の道が設けてある。

母家は正面に入母家の破風附きの堂々たる玄關が設けてある。農家で名主等の家柄の家で玄關のある家は、間取は多く六間取で中央の中間の前に玄關を設けるのが普通であるが、此の家は下モ手の茶間の前に間口二間の大きなもの

が附いておる。

本郷の實例を見ると千葉縣は全部上ミ手の座敷の前に玄關を設けてあるが(例、圖版第五第六松崎武雄氏宅)破風屋根が無く、栃木縣小貝村渡邊道太氏宅(圖版第十八)は中央の中間前に入母家の破風屋根を設けたよい例である。



長尾邦雄氏宅棟飾り細部

本縣下でも南の千葉縣に隣接した郡部地方では、玄關は千葉縣同様に上ミ手座敷前にあるのが普通である。

圖版第十は長尾氏宅の母家全景であるが、母屋の屋根は寄棟、棟には瓦葺の煙出しが二個附いており、棟は此地方獨特の竹の棟飾がついておる。是れは下に杉皮を覆ひ、その上に簀子の様に竹のカブセを並べ、此の上に約一尺五寸間に縦にヒシを並べて押え、更に横に二段の力竹を押える。棟の上にはグシ竹をのせて飾りとし、棟の端には壽の字を茅の端を五六分うづめて深く描いてある。

母家の間取は整型六間取で上ミ手にオクと座敷があり、次に納戸と中間を取り、納戸とオクとの間は壁で仕切つてある。下モ手には勝手と茶間があり、茶間と勝手及び中間との間には中格子戸が建てられておる。又台所から茶間へ上り端には小椽があり上り段になつておる。是れも昔名主時代に百姓達の應接に用ゐられたものであらう。勝手につゞく板間は勝手よりも一段低くなつており、流し、ヘツツイ、薪置場が裏の外壁に近くとつてある。

台所は間口三間奥行三間半の廣さがあり、前面には硝子障子と大戸が建てられており、後には大戸がある。その下モ手に庇、物置が附屬してある。茶間と台所の上の天井は竹簀子を張り、その上にコモを敷いてあるが、座敷の天井は裏板天井と曰ひ、普通の釣天井になつておる。

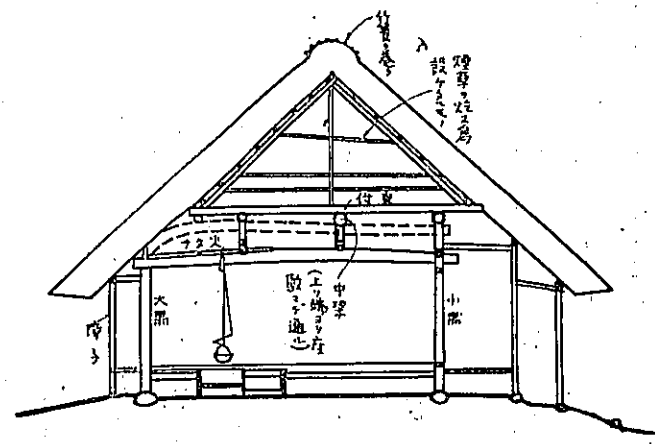
母家の上ミ手に築庭に面して離れがあり、八疊の書院と六疊の次の間が並んで三方に廻り椽がめぐらされておる。母家の裏は更に一段高くなつて、そこに味噌醬油部屋、薪小屋、雞小屋、肥小屋、眞壁土藏、板倉等が圖の如く配置されておる。眞壁土藏は間口三間奥行二間で二階建になつており、二階は衣裝倉に、階下は米俵を仕舞ふ様になつておる。壁体の構造は柱を三尺間に建てた眞壁土藏造りで、入口丈け柱を一尺五寸よせて四尺五寸間になつておる。

板倉は間口は柱間五尺間にして五間あり、奥行は六尺三寸間にして二間ある。壁体は柱に貫を通し、その内側に縦羽目板を打つてある。

久慈川は東白川郡より源を發してある關係上、此の溪谷の農家建築は福島以北の東北系の構造間取に屬してあるものが多い。

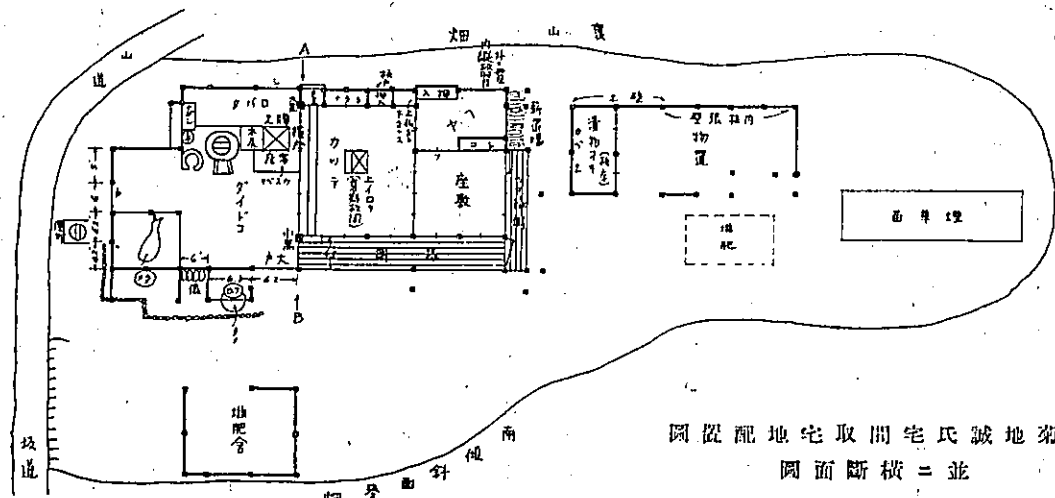
圖版第十一

久慈郡は福島縣磐城國、東白川郡に接してあるのみならず久慈川は東白川郡より源を發してある關係上、此の溪谷の農家建築は福島以北の東北系の構造間取に屬してあるものが多い。



A-B 面 断

圖版第十一は袋田村菊地誠氏宅であるが、間取は原型三室で上ミ手に部屋と座敷をとり、下モ手に全室の座敷がある。部屋は外壁に窓がなく、板壁は貫の内側に縦板羽目張りである。座敷には部屋の間口が二方に椽側があるが、椽側は四尺五寸幅あり、側面は三尺幅あつて、是を特にツマと呼んでゐる。カッタは廣く、後の外壁に接して、佛壇、押入、戸棚、茶籠等を並べて造り付けに設けてある。佛壇は上部にあつてその下部は箆筒になつてゐる。勝手



菊地誠氏宅間取地置圖
並ニ横斷面圖

の中央に上イロリがある。又カッタは夏季は蠶を上げて板間になつてゐる。

ダイドコは間口約二間半、奥行四間程であるが、柱間は圖に示した如く不規則なもので、間口は真々で六尺二寸、六尺三寸、四尺と色々になつており、下モ手厩屋の方の増築部分の柱間は四尺二寸、四尺、五尺となつてゐる。尤も此の部分は厩の大きさを八尺四寸×九尺とし、その奥は九尺間を五尺と四尺に割つたものである。

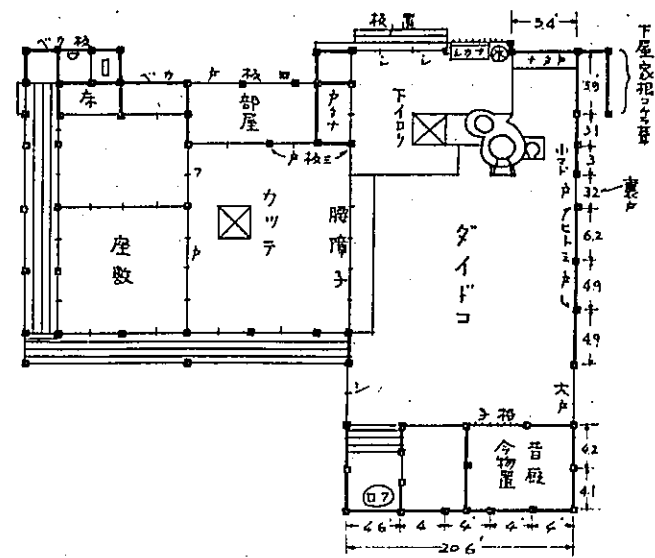
台所の後方にはコバタと呼ぶ板間があり、爐が中央にあつて木尻の方から土足のまゝ入れる様になつてゐる。是れは東北地方の農家に多く見られるところである。木尻の横に大きな釜がある。圖版の下圖は此のロバタを示したもので、此の附近の炊事場の有様をよく示してゐる。爐の上には火棚があり、上に菟蓴玉(是を種玉といふ)を貯藏する爲めに置いてある。是れは此の地方一般の風習である。

台所の前面には風呂、俵置物、厩及び小便溜等があり、ニツの前に堆肥舎がある。圖版上圖は宅地を前方から眺めたものであるが、山地を開拓して宅地を作り、細長い段地を作つて母家及び附屬家を並べるのである。母家の上手に物置き及び漬物置場の茅葺が一棟ある。

構造は挿繪にある様に梁間三間でその前方に四尺五寸の椽側を下屋に取り込んであるが、二重梁の上の梁、即ち小屋梁は圖の如く長さもやゝ短かく、前方は椽側の上部に張り出してあり、後方は後壁よりもやゝ内に入つてゐる。勝手と台所との境に小黒と大黒が前後に立つて梁を受けてゐるが、此の様に前後にある柱を大黒、小黒と呼ぶことは福島縣にその例が多い。此の位置にある上梁を重傳と呼んでゐる。圖の如く重傳を前後の桁と中央の中梁と三本で受けてゐる。カッタの中央には圖の点線で示す曲つたテツナ、又は下屋梁が目立つて立派に見える。

小屋裏には此の地方で盛んに栽培してゐる葉煙草を乾燥する爲め、丸太竹を以つて懸け場が作つてある。棟木の下に細い束が見えるのも此の丸竹を支へる爲めである。ユルリの上には火棚があり、此の上に菟蓴玉を貯藏してゐる。

栃木縣



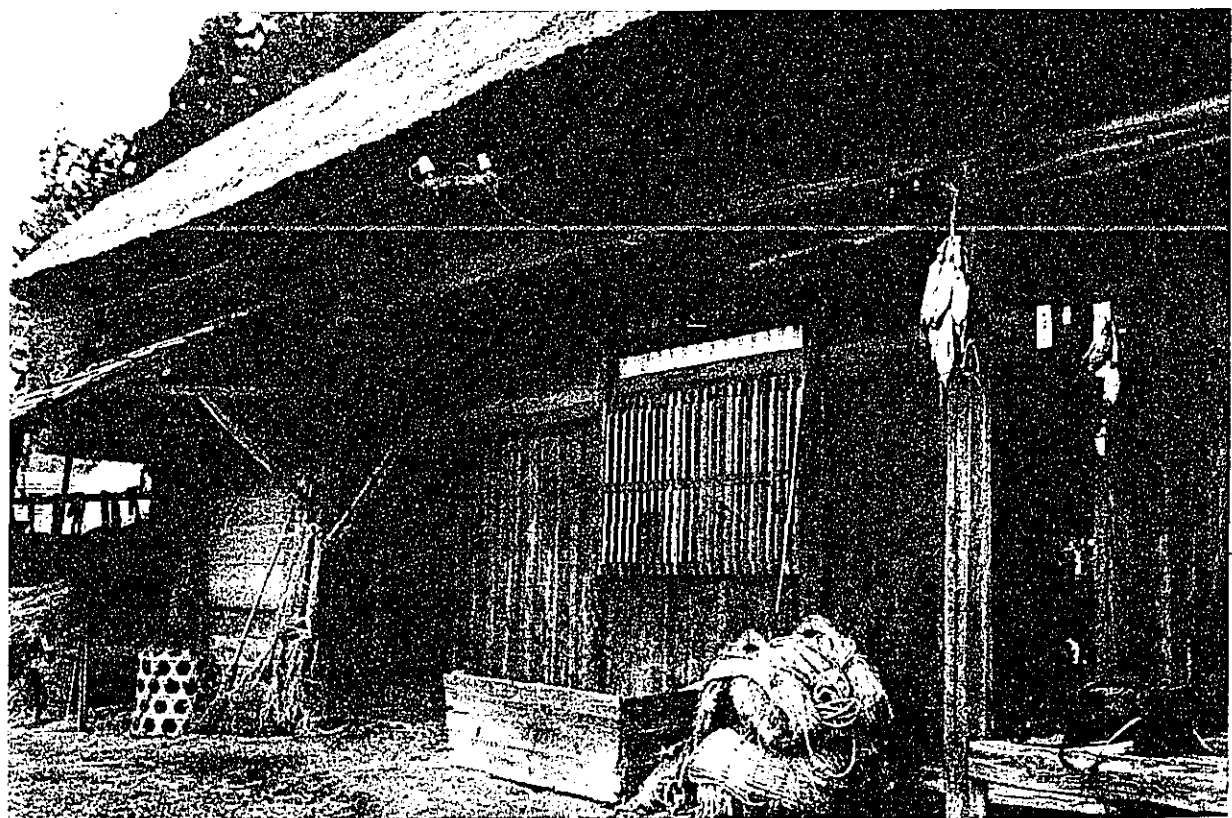
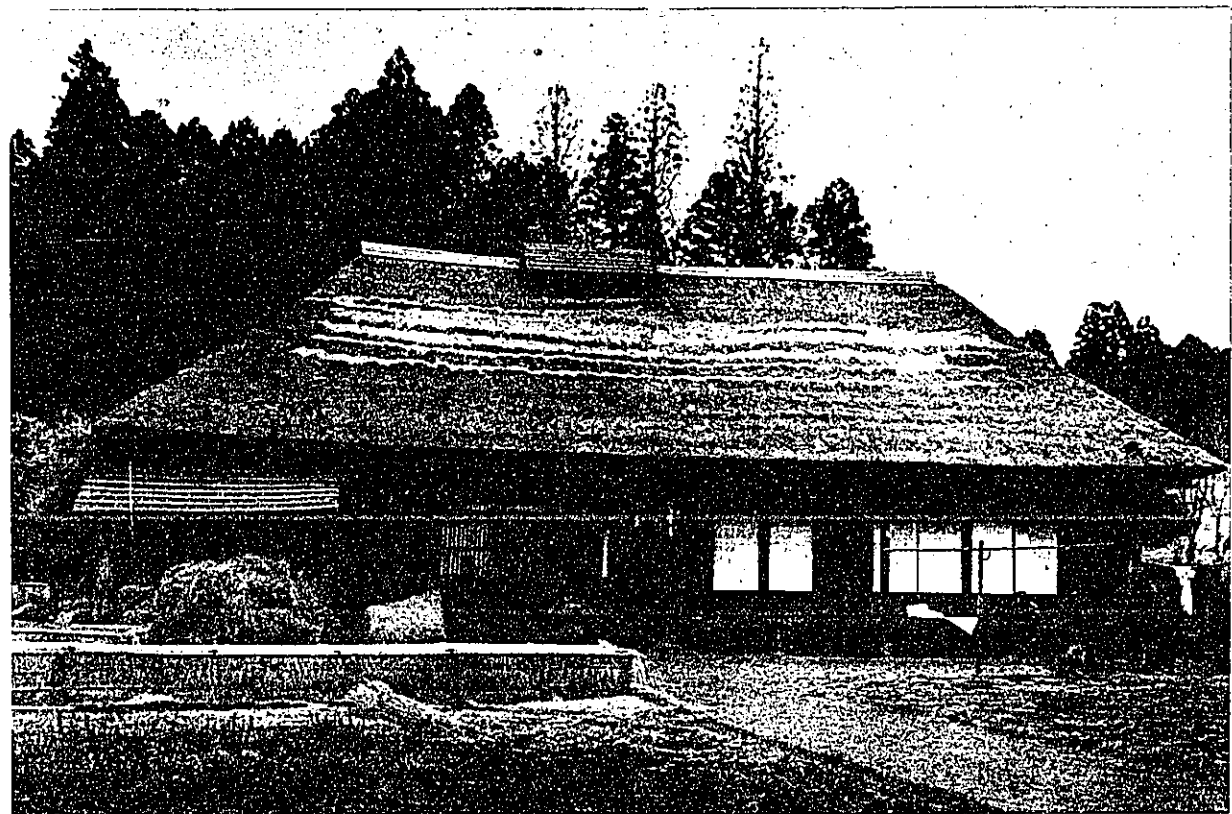
藤田訓氏宅間取圖

く、従つて屋根の庇の切り上げが高くなつて、甲州の甲屋根の様な形になつてゐる。屋根の形並びに造りは前圖版と同様である。

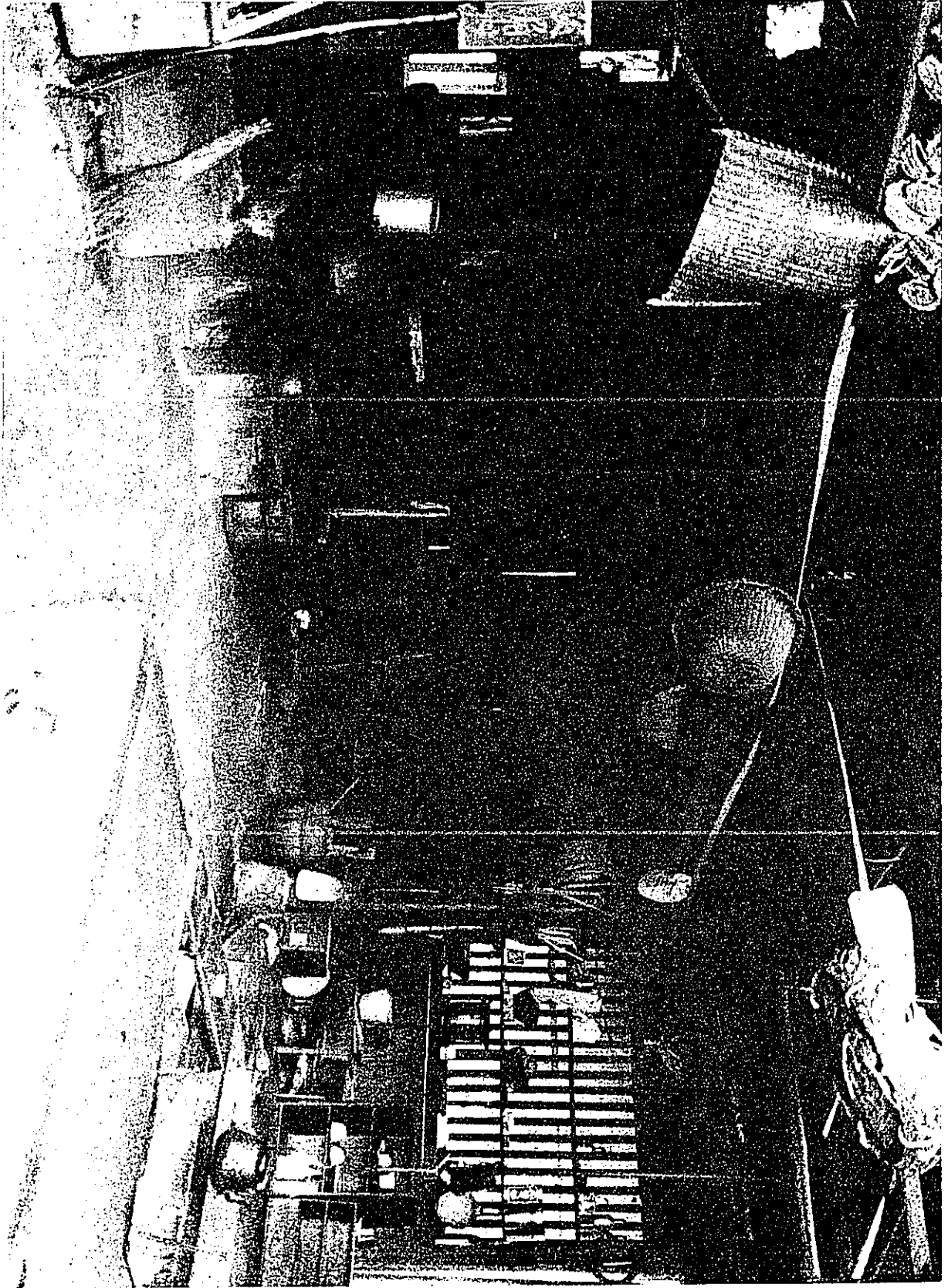
あり、その次に部屋と勝手の間がある。ダイドコの奥に板間が突出しており、下イロリが中央にある。イロリと大釜との附近も前の菊地誠氏宅のそれと大差ないが、是等が一塊に連絡して居るのは珍しい。流し、水等が後壁の窓際にあるのも此の附近一般の風習である。又台所廻りの柱間の寸法が平面圖に示す様に非常に變化があり、四尺間、四尺九寸間、其他種々雜多になつてゐる。厩廻りの四尺間は厩の大きさを八尺乃至十尺にする必要から來たものである。厩の上部を糞置場等に利用する爲めに前面の方に扉を設け、屋根の庇を切り上げてあるが、此の様な形式は福島縣より分布して居るものである。

圖版第十二下圖は同村の某氏の外觀である。間取は前圖版前田氏宅と同様であるが厩の前方に入口があり、又その二階の窓も高

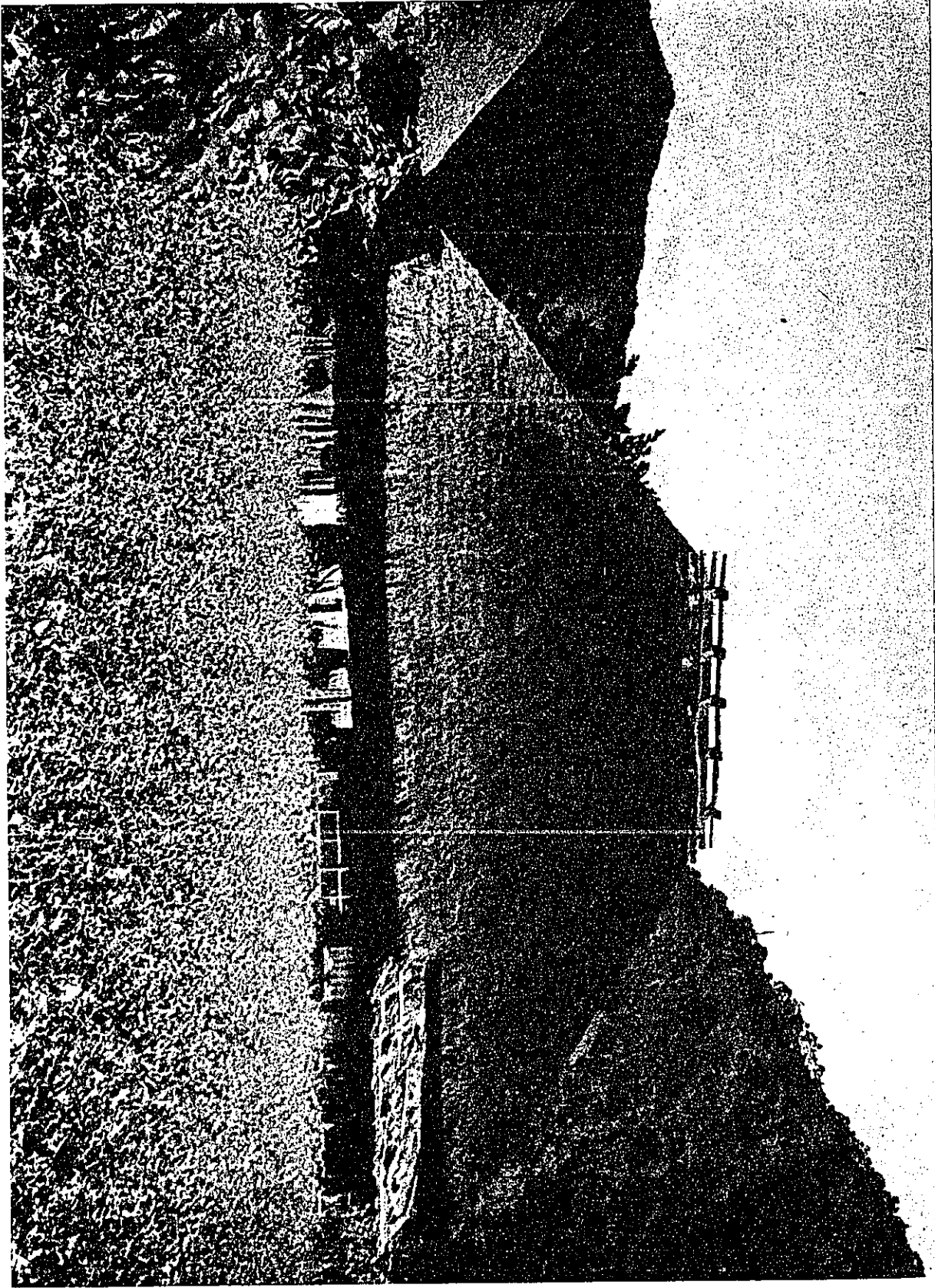
圖版第十二 上圖は前圖版と同じく袋田村の藤田訓氏宅である。此の家は東北系の曲り家になつてダイドコが前方に突出し、そこに厩と風呂がとつてある。但し入口は正面になつて横についてゐる。屋根は本棟の方が一段高く、曲りの厩の方が一段低くなつてゐる。何れも寄棟造りになつて棟は竹で押え、中央に煙出しがついて居る。間取は喰違ひの四間取りで是又東北系の廣間型と同じ系統に屬するもので、上手にオクと座敷があり、廻り縁が前方と妻の方に



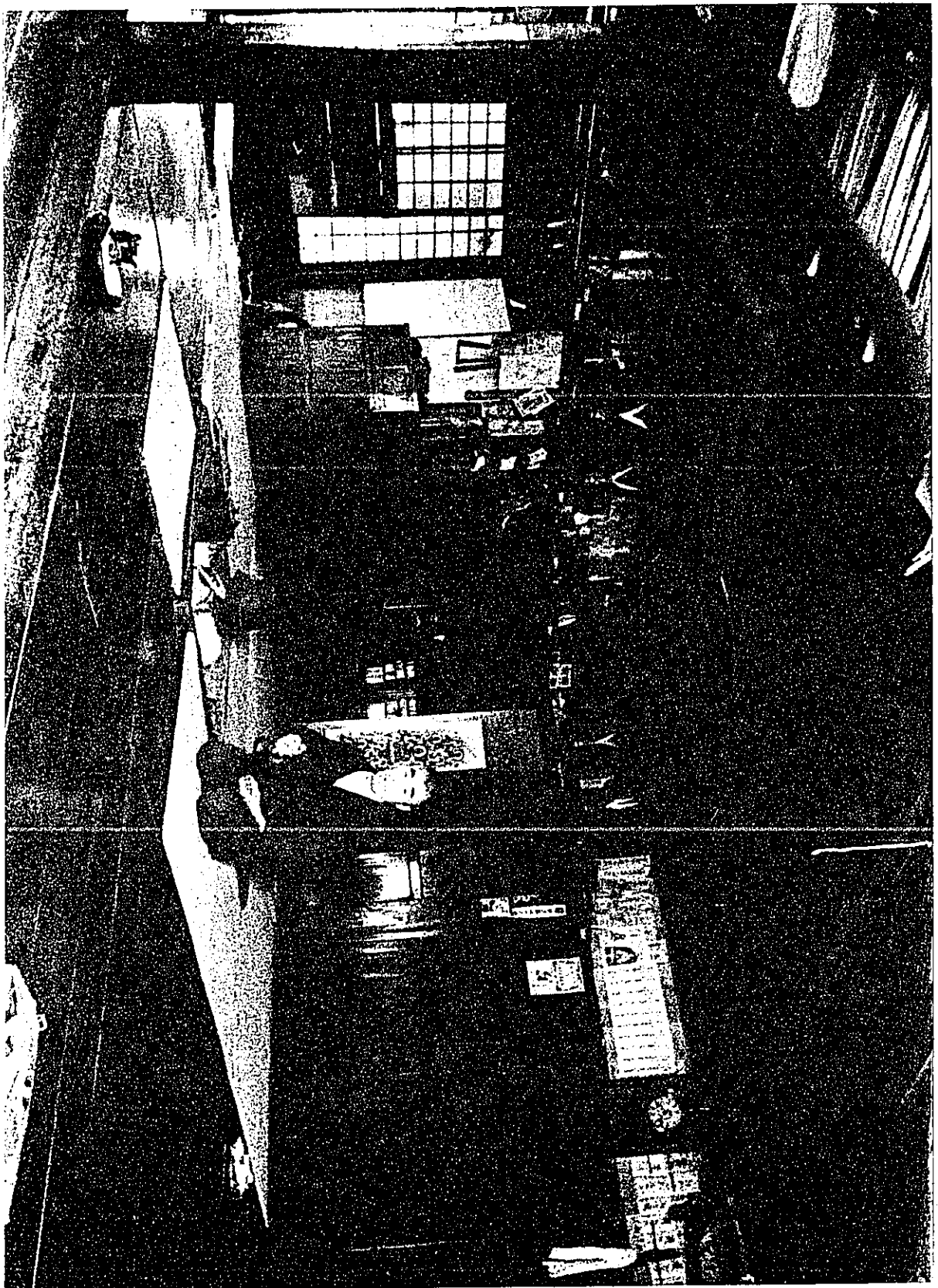
矢板町 大谷津平吉氏 13



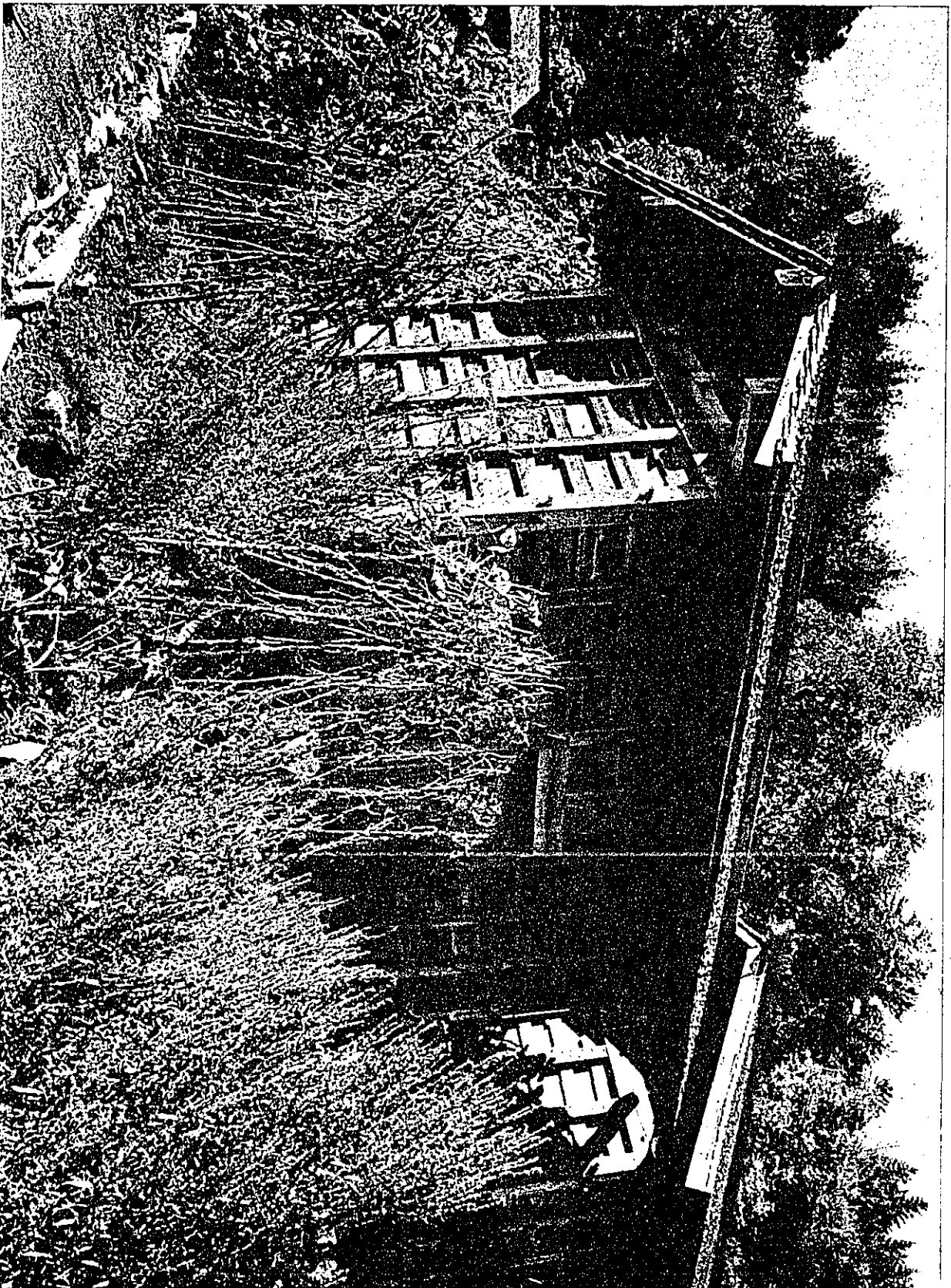
矢板町 大谷津平吉氏 14



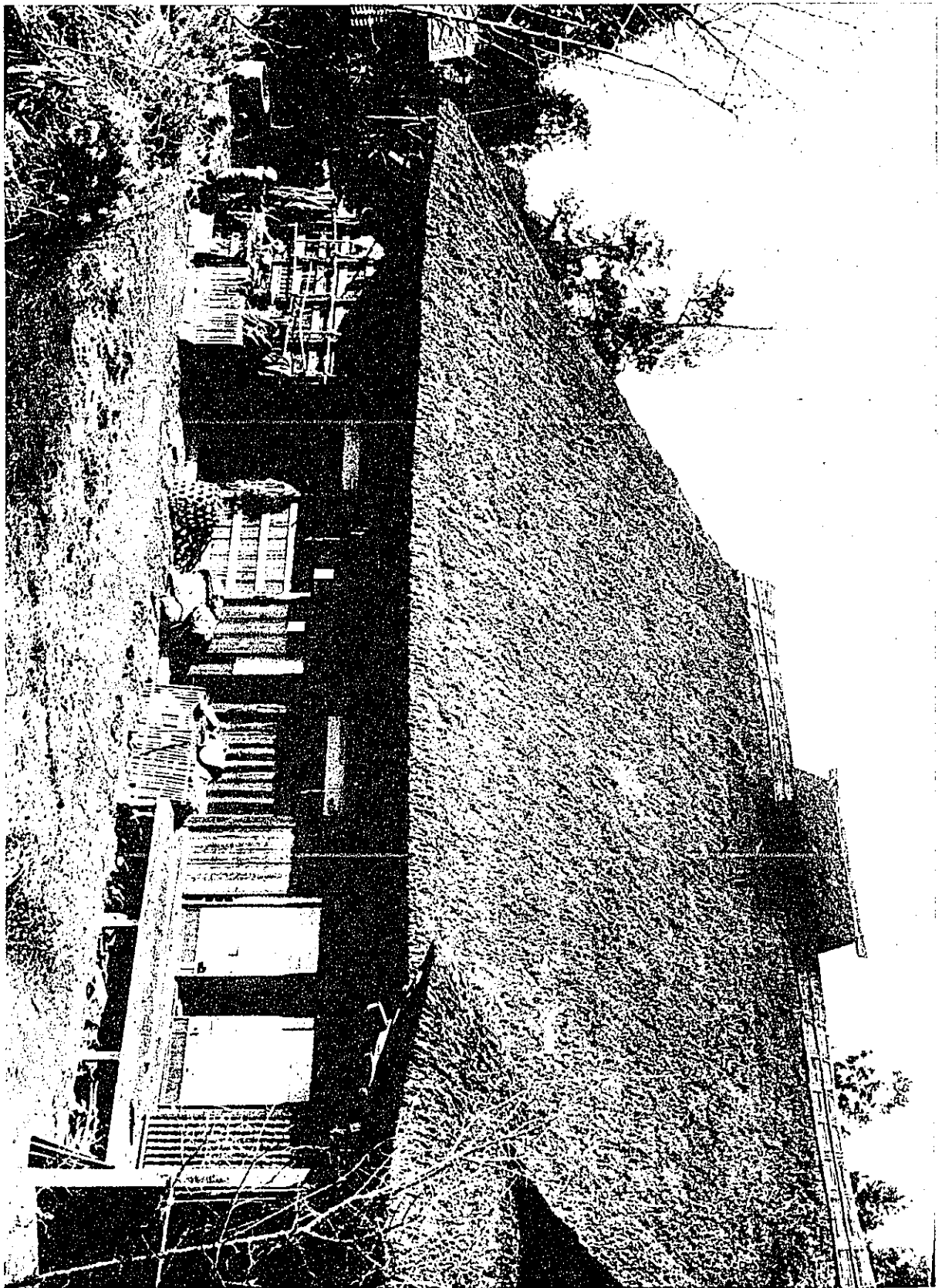
川俣村 山口金太郎氏 15



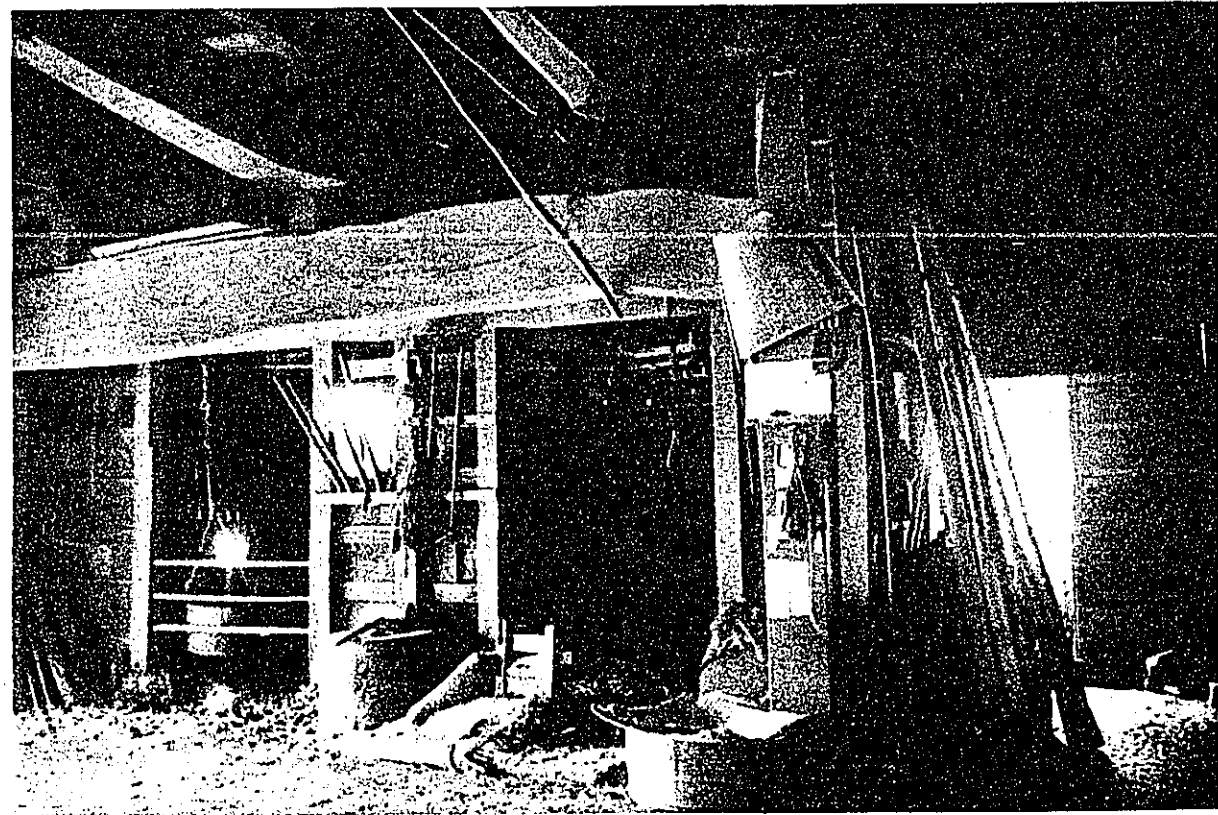
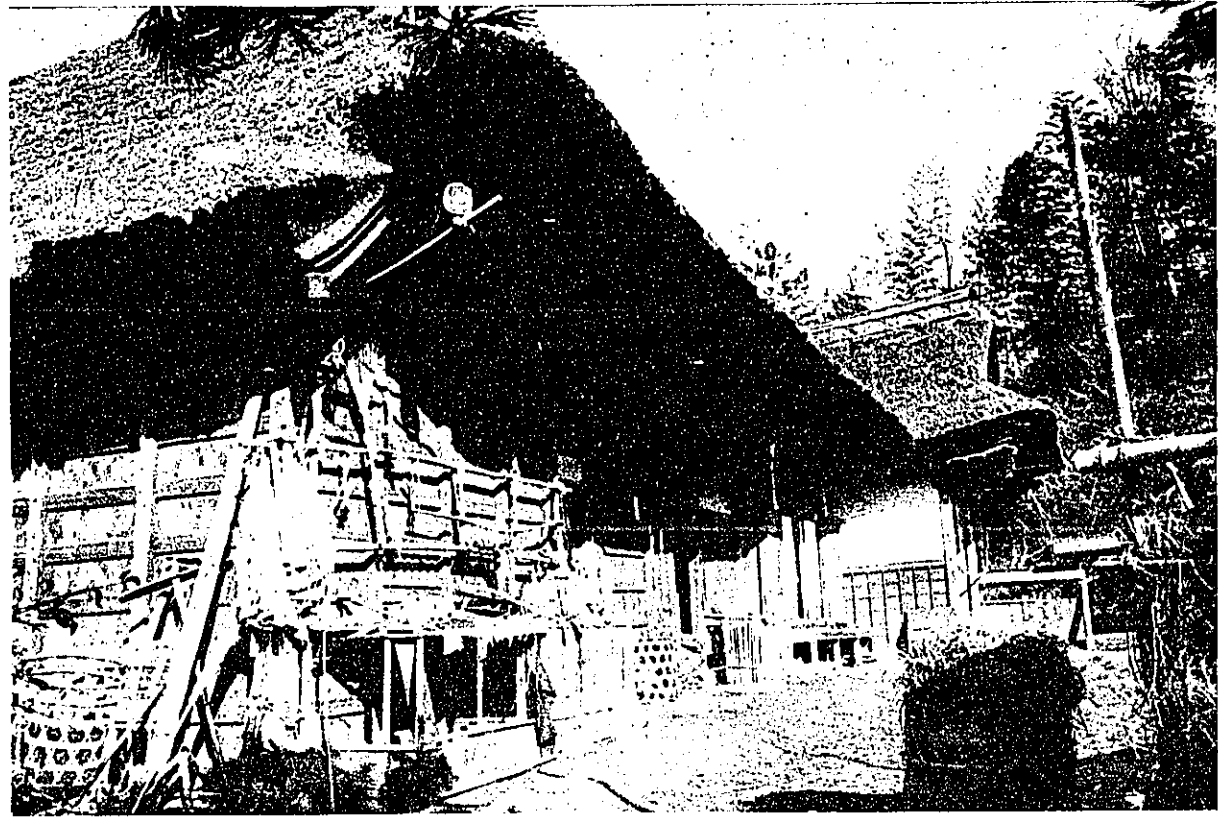
川俣村 山口金太郎氏



川俣村 菜
氏 17



小具村 渡邊道太氏 18



小貝村
渡邊道太氏
19